

委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第93号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、請願第4号 法讚寺通り(いちまた～渡部理容店間)の消雪化促進についての請願についての1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

採決委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○**渋谷佐輔議長** 起立多数であります。よって、請願第4号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

五十嵐智洋予算特別委員長。

(五十嵐智洋予算特別委員長登壇)

○**五十嵐智洋予算特別委員長** 平成29年第5回市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第95号 平成29年度長井市一般会計補正予算第6号を初め、特別会計補正予算3件の平成29年度補正予算案4件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、12月18日に審査が行われたところあります。審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長から説明を受けた後、4名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったとこ

ろであります。その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありましたので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告申し上げます。

議案第95号 平成29年度長井市一般会計補正予算第6号、議案第96号 平成29年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号、議案第97号 平成29年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第3号並びに議案第98号 平成29年度長井市介護保険特別会計補正予算第2号の補正予算4件につきましては、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果ですが、当局におかれましては、審査の過程で委員各位により出されました質疑、意見等については十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第11、議案第95号 平成29年度長井市一般会計補正予算第6号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第95号について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第95号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第96号 平成29年度長

井市介護保険特別会計補正予算第2号から日程第14、議案第98号 平成29年度長井市介護保険特別会計補正予算第2号までの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、一括して採決いたします。

日程第12、議案第96号から日程第14、議案第98号までの3件について、予算特別委員長報告は、いずれも原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第96号、議案第97号、議案第98号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第15 議案第100号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について外8件

○**渋谷佐輔議長** お諮りいたします。これから上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、日程第15、議案第100号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第23、議案第107号 平成29年度長井市水道事業会計補正予算第2号までの9件を一括議題といたします。提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○**内谷重治市長** 議案第100号 長井市一般職の

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、国、県及び他の地方公共団体の職員の給与改定措置を踏まえ、所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

次に、議案第99号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、市長、副市長、教育長及び議会の議員に対して支給する期末手当の支給割合を改定するため、ご提案申し上げます。

続きまして、議案第101号 平成29年度長井市一般会計補正予算第7号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正については、予算の総額に1,873万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ147億4,754万8,000円とするものでございます。

このたびの補正は、議案第99号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正及び議案第100号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費所要見込み額1,293万7,000円を関係各款項目に計上するとともに、灯油購入助成事業579万6,000円などを追加するもので、これらの財源として灯油購入費助成事業費県補助金275万円、前年度繰越金1,598万3,000円を計上するものでございます。

議案第102号 平成29年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正については、予算の総額に30万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,746万3,000円とするものでございます。

議案第103号 平成29年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。